

福岡県公報

令和 7 年 9 月 2 日
第 626 号

目次

告 示 (第528号)

○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課) …………… 1
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 1
○一般競争入札の実施	(教育庁財務課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課) …………… 5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 6
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) …………… 6

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の取消の報告 (行財政支援課) …………… 6
--

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）…………… 7
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会） の開催	（警察本部生活保安課）…………… 7
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）	…………… 8
○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開 催	（警察本部生活保安課）…………… 8

告 示

福岡県告示第528号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第 1 項の規定に基づき、土地区画整

理組合の定款の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称
糸島市泊土地区画整理組合
- 事務所の所在地
糸島市泊1216番地の 2
- 設立認可の年月日
令和 3 年 4 月 8 日
- 変更の内容
理事の人数を 7 人から 5 人に変更する。
- 変更認可の年月日
令和 7 年 8 月 22 日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
実習船「海友丸」第 2 種中間検査受検及び修繕工事
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者 (特別の理由がある場合を除く。)
 - 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経

過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から令和 7 年 9 月 22 日（月曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
- 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
- 実習船「海友丸」第 2 種中間検査受検及び修繕工事
- (2) 契約内容及び特質等
- 入札説明書による。
- (3) 工期
- 令和 7 年 11 月 14 日から令和 8 年 1 月 7 日まで
- (4) 場所
- 博多港から 200 マイル以内の工事請負業者の指定するドック
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者（令和 7 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
- ・ 申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
-----	-----	-------	----

06	03	船舶・その他	A A
----	----	--------	-----

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- (4) 過去5年以内に元請として、国、地方公共団体が管理する官公庁船及び独立行政法人船の船舶定期検査工事及び各種検査工事の実績を有し、国際航海に従事する鮪延縄漁業実習を行う船舶に対応できる技術、知識等を有すること。

また、過去1年以上、500トン以上の船舶修繕の事業を継続して行っていること。

- (5) 実習船「海友丸」（698トン）が入渠可能な施設（乾ドック又は浮乾ドック）を有すること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立水産高等学校 共同運航事務局

〒811-3304 福津市津屋崎四丁目46番14号

電話番号（代表） 0940-52-0158

電話番号（直通） 0940-52-8870

FAX番号 0940-52-8880

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

令和7年9月2日（火曜日）から同月8日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年10月15日（水曜日）午後2時00分まで

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福津市津屋崎四丁目46番14号

福岡県立水産高等学校 応接室

(2) 日時

令和7年10月16日（木曜日）午前11時00分から

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したこと

を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書と建設工事に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書をそれぞれ提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the contract matter
Intermediate second kind inspection of the training vessel Kaiyu Maru and Maintenance and repair
- (2) Time Limit of Tender :
2 : 00 P. M. on October 15, 2025
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Suisan High School.
46-14, 4-chome, Tsuyazaki, Fukutsu City, 811-3304, JAPAN
TEL 0940-52-8870

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町長者原東六丁目224番22、247番3、247番5、247番6、249番66、249番85、258番8及び258番42から258番48まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東比恵二丁目20番22号 モンフレール東比恵2階
株式会社ワイズ
代表取締役 安松 秀利

公告

久留米市長門石土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
執行 弘範	久留米市長門石町704番地
執行 繁清	久留米市長門石町713番地
吉田 徹	久留米市長門石町560番地
秋山 輝暢	久留米市長門石町731番地

2 退任監事

氏 名	住 所
秋山 榮次	久留米市長門石町532番地
中川 弘	久留米市長門石一丁目4番24号
執行 弘司	久留米市長門石町719番地

3 就任理事

氏 名	住 所
執行 繁清	久留米市長門石町713番地
吉田 徹	久留米市長門石町560番地
秋山 輝暢	久留米市長門石町731番地
山下 基益	久留米市長門石町557番地
山下 勝弘	久留米市大石町572番地4

4 就任監事

氏 名	住 所
中川 弘	久留米市長門石一丁目4番24号
執行 弘範	久留米市長門石町704番地
龍野 信義	久留米市長門石五丁目8番25号

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市泊土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和7年9月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任した理事

氏 名	住 所
藤野 剛司	糸島市泊1775番地1

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次

のとおり報告があったので、同条第 4 項により告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
荻田町	三原文化会館	京都郡荻田町富久町一丁目19番地 1	令和 7 年 7 月 31 日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第257号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 7 年 10 月 30 日（木） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 30 分までの間

(2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森 159 番地 26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20 名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料 6,900 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第258号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和 7 年 10 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	豊前市大字荒堀 535 番地 1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
令和 7 年 10 月 22 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 24 号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第 259 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 11 月 6 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 7 年 11 月 13 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

令和 7 年 11 月 23 日（日） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
--	-------------------------------------	--------	------

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 11 月 6 日（木） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 260 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催する

ので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年9月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年10月26日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

(1) クロスボウの所持に関する法令

(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。